

人権相談の現場から

外国人に関する人権相談

相談 ベトナム難民2世の定住者が、婚姻届を出そうと行政機関に行った。行政機関からベトナム大使館や領事館発行の婚姻要件具備証明書を添付するように言われたが、大使館も領事館も出せないという。添付する婚姻要件具備証明はどうしたらよいかという相談があった。

対応 難民は出身国がその出身であること認められないことがある。また、迫害を恐れて出身国に難民申請したことを知られないとすることも多い。ベトナム難民は前者の一つで、ベトナム政府は彼らが不法出国して国籍を放棄したものとみなしている。外国人登録の上では、国籍

欄が「ベトナム」となっているが、正確には「無国籍」である。このため、ベトナム難民の婚姻要件具備証明書をベトナム大使館や領事館が発行しないものと考えられる。

これを救う方法としては、ベトナム難民2世であること、現在、未婚であることを記した申述書を作成し、居住地の行政機関による婚姻届提出記録のないことの証明書を添付して婚姻要件具備証明書に代えることとなる。

ベトナム難民は日本における難民の7割を占め、日本で生まれたベトナム難民2世、3世の子どもたちの多くは十分な保護のない「無国籍」のまま放置されているというのが現状である。

相談 在留資格を持つ外国人妻が、慢性疾患のために月2回病院に通院し、治療を受けている。その妻は日本語をほとんど話せない。そのため、主治医から、診察時に通訳者の同行を求められている。これまで子どもが学校を休んだり、夫が仕事を休んだりして通訳者として同行してきた。このままでは、家族の負担が大きすぎるので、何か活用できる制度はないかとの相談があった。

対応 法定通訳のような制度は、病院などの医療現場では確立されておらず、そのた

め通訳者を必要とする人が通院するときには、それぞれの外国人のつながりの中で日本語能力の高い人に依頼するなどしてきた。例えば、中国残留日本人の家族では、日本語が話せる中国残留日本人や子どもたちが通訳者となることが多く、そうした中で家族への過度の負担が問題となっている。

必要となる言語がさまざまであり、また個人に同行しての支援であるので、なかなか対応できないのが現状である。その中でも、国際交流協会や民間の団体が、それぞれ可能な言語について、通訳のための医療機関等への同行を行なっているところを紹介した。

相談窓口

・大阪府外国人相談コーナー

大阪市中央区大手前2 府庁本館1階総合府民相談室内
TEL 06-6941-2297

・(財)大阪国際交流センター

インフォメーション・プラザ・オオサカ
大阪市天王寺区上本町8-2-6
TEL 06-6773-6533

・大阪法務局 人権擁護局 外国人のための人権相談所

大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎3階
TEL 06-6942-9496

・大阪弁護士会 無料電話相談「外国人の人権」

大阪市北区西天満1-12-5
TEL 06-6364-6251

・大阪労働局 外国人労働者相談コーナー

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎二号館8階
TEL 06-6949-6490
FAX 06-6942-4793

・大阪外国人雇用サービスセンター

大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル15階
TEL 06-6344-1135
FAX 06-6344-1134